

事 務 連 絡
平 成 30 年 6 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

「第十七改正日本薬局方第一追補の制定等について」の訂正について

「第十七改正日本薬局方第一追補の制定について(平成 29 年 12 月 1 日薬生発 1201 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)」につき、今般、訂正すべき事項があることから、下記のとおり差し替え訂正方よろしく願いいたします。

記

誤	正
第 3 2 医薬品添加物規格 1998 の取扱い 平成 10 年 3 月 4 日医薬発第 178 号厚生 省医薬安全局長通知「医薬品添加物規格 1998 について」の別添に掲げる各条の部 のうち、別紙第 10 に掲げるものを削除す ること。	第 3 2 日本薬局方外医薬品規格第三部の取 扱い 平成 13 年 12 月 25 日医薬発第 1411 号 厚生労働省医薬局長通知「日本薬局方外 医薬品規格第三部の一部改正について」 により定められた各条の部のうち、別紙 第 10 に掲げるものを削除すること。 3 日本薬局方外医薬品規格第四部の取 扱い 平成 11 年 9 月 22 日医薬発第 1117 号厚 生省医薬安全局長通知「日本薬局方外医 薬品規格第四部の創設等について(日本 薬局方外医薬品規格 1997 の一部改正につ いて)」の別添に掲げる各条の部のうち、 別紙第 11 に掲げるものを削除すること。

誤		正	
		4 医薬品添加物規格の取扱い 平成 10 年 3 月 4 日医薬発第 178 号厚生省医薬安全局長通知「医薬品添加物規格 1998 について」の別添に掲げる各条のうち、別紙第 12 に掲げるものを削除すること。	
(別紙) 第 9 日本薬局方外医薬品規格 2002 から削除した各条		(別紙) 第 9 日本薬局方外医薬品規格 2002 から削除した各条	
(1)	ケイ酸アルミン酸マグネシウム	(2)	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム
		(1)	アゾセミド
		(3)	クロチアゼパム錠
		(5)	ゾニサミド
		(7)	リン酸ピリドキサル
		(2)	塩酸トラマドール
		(4)	ケイ酸アルミン酸マグネシウム
		(6)	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム
第 10 医薬品添加物規格 1998 から削除した各条		第 10 日本薬局方外医薬品規格第三部から削除した各条	
(1)	ブドウ糖水和物	(1)	アゾセミド錠
		(3)	クロミプラミン塩酸塩錠
		(5)	ペントバルビタールカルシウム錠
		(7)	メトトレキサート錠
		(2)	クロチアゼパム錠
		(4)	ゾニサミド錠
		(6)	メサラジン錠

誤	正										
	第 11 日本薬局方外医薬品規格第四部から削除した各条 <table><tr><td>(1)</td><td>クロラムフェニコール・コリスチンメタンサルホン酸ナトリウム点眼液</td><td>(2)</td><td>注射用セフォペラゾンナトリウム</td></tr><tr><td>(3)</td><td>ロキシスロマイシン錠</td><td></td><td></td></tr></table> 第 12 医薬品添加物規格 1998 から削除した各条 <table><tr><td>(1)</td><td>ブドウ糖水和物</td></tr></table>	(1)	クロラムフェニコール・コリスチンメタンサルホン酸ナトリウム点眼液	(2)	注射用セフォペラゾンナトリウム	(3)	ロキシスロマイシン錠			(1)	ブドウ糖水和物
(1)	クロラムフェニコール・コリスチンメタンサルホン酸ナトリウム点眼液	(2)	注射用セフォペラゾンナトリウム								
(3)	ロキシスロマイシン錠										
(1)	ブドウ糖水和物										